

議案第48号

職務に専念する義務の特例に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職務に専念する義務の特例に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

職務に専念する義務の特例に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和31年三田町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「場合においては」の次に「、必要な限りにおいて」を加え、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) その業務の全部又は一部が市の業務又は事務と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認められる国、県又は他の地方公共団体の職務に従事する場合

(4) その業務の全部又は一部が市の業務又は事務と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認められる公共的団体の職務に従事する場合

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に規定する公共的団体のうち、規則で定めるものにあつては、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(給与の減額等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する承認は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和31年三田町条例第33号)第2条に規定する承認を得た場合においては、これがなされたものとみなす。

第14条の次に次の1条を加える。

第14条の2 職員が勤務時間外において職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号及び第4号に該当する職務に従事する場合は、必要な限

りにおいて、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、時間外勤務手当その他必要な手当を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める団体にあつては、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の特例に関する条例」という。）第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員が従事した職務についても適用する。

- 3 前項の規定により、改正後の特例に関する条例第2条の規定を適用する場合における同条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、同条第2項の規定を適用する場合を除き、同条第1項の規定にかかわらず、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例第2条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与に関する条例」という。）第14条及び第14条の2の規定は、施行日前に職員が従事した職務についても適用する。

- 5 前項の規定により、改正後の給与に関する条例第14条の2の規定を適用する場合における同条第1項の規定の適用については、同条第2項の規定を適用する場合を除き、同条第1項の規定にかかわらず、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。